

◆企業等向け◆

障害者を対象とした職業訓練

公共職業安定所(ハローワーク)に求職申し込みをしている障害者の就職・就業を促進するため、障害者の適性や能力又は企業の雇用ニーズに対応した多様な職業訓練を実施しています。

★実践能力習得訓練コース

随時募集中

(委託訓練) について★

企業等を委託先とし、事業所現場を活用して障害者の実践的な職業能力の開発・向上を目的として実施しています。

○受託先

企業や社会福祉法人、NPO 法人、民間教育訓練機関等。

○訓練について

訓練期間：原則として1～3か月、訓練時間は月当たり100時間を基本。

訓練内容：事業主等が実際に実施している業務に関する作業実習

(事業所内での座学を含む)を中心に、担当指導者を決めて実施。

事前にカリキュラム・月別計画表を作成。

※訓練開始前から訓練終了まで、訓練コーディネーター及び訓練コーチと関係機関がサポートします。訓練中は、訓練コーチ等が企業側、訓練生の間に入り環境調整やアドバイスをを行います。

○委託料の支払いについて

訓練を受託する企業に対しては、委託料を支払います(上限あり)。

○その他

訓練に必要なもので費用が発生する場合は訓練生の負担になります。

保険については、県が訓練期間中に訓練生に対する労働者災害補償保険に特別に加入をします。また、職業訓練生総合保険への任意加入を県から本人へ案内します。

◆障害のある方の雇用を検討している企業等の皆様へ◆

【実践能力習得訓練コース】について
関心がある場合はまずは
ご相談ください。

※詳細についてはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

佐賀県障害福祉課 就労支援室

TEL：0952-25-7389

FAX：0952-25-7302

～職業訓練担当まで～